特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	被災者台帳システムに関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神戸町は、被災者台帳システムに関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

神戸町長

公表日

令和6年12月19日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1 渕建情報	
1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務
①事務の名称	被災者台帳作成に関する事務
②事務の概要	 ・災害対策基本法に基づき、町に係る災害が発生した場合に、当該災害の被災者の援護を総合的かつ 効率的に実施するため必要があるとき、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳(「被災者台帳」)を作成する。 ・特定個人情報ファイルは、災害対策基本法の規定に従い、次の事務に利用している。 被災者台帳の作成に関する事務 中間サーバーを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、番号法別表第二に基づく特定個人情報の照会等の業務を行
③システムの名称	被災者支援システム・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	名
被災者支援システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	◎行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) (平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表の55の項
4. 情報提供ネットワークシ	・ ・ステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ③番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 80の項 【情報提供の根拠】 なし
5. 評価実施機関における	担当部署 担当部署
①部署	総務課
②所属長の役職名	総務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正・利用停止請求
請求先	神戸町総務部総務課 〒503-2392 岐阜県安八郡神戸町大字神戸1111番地 0584-27-3111
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ
連絡先	神戸町総務部総務課 〒503-2392 岐阜県安八郡神戸町大字神戸1111番地 0584-27-3111
9. 規則第9条第2項の適用	用 []適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
いつ時点の計数か		令和	16年11月1日 時点			
2. 取扱者	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]		<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和6年11月1日 時点				
3. 重大事故						
	Rに、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
] ぞれ重点項目評価	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	全項目評価書		
2. 特定個人情報の入手(f	青報提供ネットワークシ	ンステムを通じた				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	o]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	5]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アク セス権限のない職員等)によっ て不正に使用されるリスクへ の対策は十分か	[十分である	5]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である	5]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	₹(委託や情報提供ネット ・	ワークシステムを	通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる Jスクへの対策は十分か	[十分である	5]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	5]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である	5]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	特定個人情報の人手、保官、 への対策を講じている。	廃棄に至るまで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが	発生するリスク		
9. 監査					
実施の有無	[〇] 自己点検	[O] 内部監査 [] 外部監査			
10. 従業者に対する教育・	啓発				
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			
11. 最も優先度が高いと表	えられる対策	[]全項目評価又は重点項目評価を	実施する		
最も優先度が高いと考えられ る対策	3)権限のない者によって4)委託先における不正な5)不正な提供・移転が行6)情報提供ネットワーク7)情報提供ネットワーク	れるリスクへの対策 事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの こ不正に使用されるリスクへの対策 は使用等のリスクへの対策 うわれるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じ システムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 システムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 い・滅失・毀損リスクへの対策 ・啓発	た提供を除く。)		
当該対策は十分か【再掲】	[十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	必要最低限の職員数、参照範	徳囲となるようシステム権限を制限している。			

変更箇所

发 史固广		all the state of the state	-1-75 // - 75 db	Im alone to the	
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I-5-② 所属長	総務部長 藤井弘之	総務部長 若園伸和	事後	
平成30年4月1日	I-5-② 所属長	総務部長 若園伸和	総務部長 古沢 潤	事後	
平成31年4月1日	I-5-② 所属長	総務部長 古沢 潤	総務課長	事後	
令和3年10月1日	Ⅱ1. いつの時点か	平成31年4月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和3年10月1日	Ⅱ2. いつの時点か	平成31年4月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和3年10月1日	I 4. ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ◎番号法第19条第7号	【情報照会の根拠】 ◎番号法第19条第8号	事後	
令和5年7月1日	Ⅱ1. いつの時点か	令和3年10月1日時点	令和5年7月1日時点	事後	
令和5年7月1日	Ⅱ2. いつの時点か	令和3年10月1日時点	令和5年7月1日時点	事後	
令和6年12月1日	I3. 法令上の根拠		◎行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) (平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項別表の55の項	事後	
令和6年12月1日	I 4. ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ②番号法第19条第8号 ③別表第二の56-2の項 ③行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第28条 ④行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第30条	【情報照会の根拠】 ②番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2 条の表 80の項 【情報提供の根拠】 なし	事後	
令和6年12月1日	Ⅱ1. いつの時点か	令和5年7月1日時点	令和6年11月1日時点	事後	
	Ⅱ2. いつの時点か	令和5年7月1日時点	令和6年11月1日時点	事後	
令和6年11月1日	Ⅳリスク対策 2. 特定個人情報の入手	特に力を入れている	十分である	事後	
今和6年11月1日	Ⅳリスク対策 3. 特定個人情報の使用	特に力を入れている	十分である	事後	
今和6年11月1日	Ⅳリスク対策 3. 特定個人情報の使用	特に力を入れている	十分である	事後	
今和6年11日1日	Ⅳリスク対策4. 特定個人情報ファイルの	特に力を入れている	十分である	事後	
今和6年11月1日	Ⅳリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移	特に力を入れている	十分である	事後	
△和6年11月1日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシス	特に力を入れている	十分である	事後	
今和6年11月1 月	ガルフカ計学	特に力を入れている	十分である	事後	
今和6年11月1日	対して方対策 フ. 特定個人情報の保管・消	特に力を入れている	十分である	事後	
A500 F 11 B 1 B	ガリフカ対生	特に力を入れている	十分である	事後	